

社会福祉法人さつき福祉会の役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さつき福祉会の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 報酬は、別表第1のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第3条 年額で支給する役員等の報酬は、毎年3月に支給する。ただし、理事長において必要があると認めるときは、報酬を分割して支給し、又は支給月を変更して支給することができる。

2 就任した月及び退任し、又は死亡した月の報酬は、日割り計算により計算した額を支給する。

第4条 月額で報酬を支給する役員等の報酬は、職員の給与の支給日の例により支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等が、会務のための会議、研修等に出席、出張したときの費用（以下「旅費」という。）を費用弁償として支給し、その種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食事料とする。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食事料については、さつき福祉会職員の旅費に関する規程の第15条を除いて適用し、日当については、別表2のとおりとする。ただし、月額で報酬を支給する役員については、適用しない。

(費用弁償の支給方法)

第6条 旅費の支給方法は、さつき福祉会職員の旅費に関する規程の例による。この場合において旅費を計算するときの経路起点は、当該役員等の住所又は居住地とする。

(適用除外)

第7条 役員等が職員を兼ねる場合は、この規程は適用しない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規定は、平成 29 年 6 月 23 日から施行する。
- 2 社会福祉法人さつき福社会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程は、廃止する。

別表第 1 (第 2 条関係)

職 名	区 分	金 額
理事長	月額	144,000 円
理事	年額	40,000 円
監事	年額	60,000 円
第三者委員	年額	20,000 円
評議員	年額	20,000 円
評議員選任・解 任委員会	日額	10,000 円
顧問	日額	10,000 円

別表第 2 (第 5 条第 2 項関係)

日 当	金 額
1 日につき	4,000 円
半日につき	2,000 円